

を交換条件として、学童隔離命令は撤回された。ルーズヴェルトが学務局を説得した結果であつた。

ここに学童隔離問題は一応の解決をみたが、その後、米国側より、転航禁止令の効果のないこと、日本政府が自主的に有効的な労働者の渡航制限をしない限り、排日移民制限法の成立を阻止できぬ旨の見解表明もあり（日本外交文書24）、かくしてこの年即ち一九〇七年十一月より翌年三月に至る間、林<sup>はしたな</sup>董外務大臣とオブライエン駐日米國大使の間に労働者渡航制限に関する十一通の書翰が交換されて両者間に合意をみた。

これが所謂「日米紳士協定」で、これによつて、我国は自主的に、再渡航者・在米者の父母妻子・学生・商人等を除いて、新規の移民はすべて禁止することにしたのである。即ち一切の労働移民を禁止したのであつた。

以後、日本政府は紳士協定を誠実に遵守することによつて米国内の排日気運の再燃を抑止せんと努めた。

「紳士協定に基づいて日本政府は全ての旅券申請者を精査した。日本官憲は商人と労働者を完全に見分けることができた。今まで旅券が不法に交付された例は殆どなく、あつたとしても極く稀でしかない。一人一人についてみると、日本人移民は、この時期の歐洲人移民に比べて勝るとも劣らなかつた。彼等は一般に教養があり、法を遵守し、勤勉で立身出世の有望を有してゐた」

これは極東史家ペイソン・トリートの見解である。だが、この紳士協定を以てしても米国の排日運動を鎮静化せしめることはできなかつた。紳士協定はともかく一九二四年まで維持されたのであつた。だが、その間、同協定は「太平洋岸に於ける排外活動と、ルーズヴェルトが勧めたのとは正反対のアジア政策の追求によつて絶えず動揺し続けた。排日法案や決議は、カリフォルニア州議會のみならず、ネヴァダ、オレゴン、ワシントンの諸州議會でも山積みされて行つたのである」(A. W. Griswold: The Far Eastern Policy of the United States)

## 第二節 「二十一カ条」問題を見直す

### 我国、遂に参戦す

大正三年（一九一四年）六月二十八日、ボスニアの首都サラエボでオーストリア皇太子夫妻がセルビアの一青年に暗殺されるや、バルカン半島の風雲は忽ちにして急を告げ、七月二十八日オーストリアはセルビアに宣戦、八月一日ドイツはロシアに宣戦、続いて仏・英も対独参戦し、欧州の天地は厚い戦雲に閉ざされることとなった。第一次世界大戦は斯くして勃発した。

英国が対独宣戦を布告したのは八月四日であつた。同日、グリーン駐日英国大使は加藤（高明）外相を訪ね、日英同盟の約に従つて英国の欧州戦争に対する対応を説明し、万一戦争が極東に波及し、香港・威海衛が攻撃される場合は日本の援助を希望する旨申入れてきたため、我が政府は即日、日本政府は厳正中立の態度を取る旨を表明し「万一、日英同盟の目的が危殆に瀕する場合は、日本は同盟の義務として必要な措置を取ることがあるべし。しかも政府は切にその然ることなきを希望」するとの声明を公表した。

同じ日、英国ではグレー外相が我が井上大使を招いて「英国は日本の寛厚な申出に深く感謝する」と述べたあと、「日露戦争当時、フランスはロシア艦隊に援助を与へてゐたので、日本は日英同盟上、イギリスに援助を要求し得たにも拘らず、これを要求しなかつた。これは日本の誠実と自制による立派な態度である。日本のこの寛大な精神を汲み、今日のイギリスも努めて日本に累を及ぼすことを避ける考へであるが、日本の援助を必要とする時

は、喜んで日本に依頼する」と語つた。

その後、英国から我国に対し「支那海で英国の貿易を攻撃するドイツ仮装巡洋艦を撃破してほしい」との正式な参戦要請があつた。我国の交戦すべき地域的範囲をめぐつて日英の見解に若干の齟齬があつたが、結局八月十五日、我国はドイツに対して、最後通牒の性質をもつ次の勧告を行なつた。

- (一) 日本及び支那の海洋からドイツ艦船が即時に退却するか武装解除すること。
- (二) ドイツは膠州湾（山東省）租借地を、支那に還付する目的を以て九月十五日限り無条件で日本に交付すること。

兵火を交へることを望まなかつた我国は、最後通牒の期限を一週間（八月二十三日）といふ外交史上例のない長期のものとしたが、八月二十三日、ドイツが無回答の意思を通告してきたため、我国は同日、対独宣戦した。

我軍は直ちに青島攻略を開始、十一月初旬には山東省の膠州湾、青島及び膠済（膠州―済南）鉄道全線を占領した。一方、海軍は十月中旬、赤道以北の独領南洋諸島を占領したのであつた。

### 我国、欧州派兵を拒絶

我国が対独参戦した一九一四年秋頃より、英・仏・露は我軍を欧州に派遣するやう懇請してきたが、我国はこれを拒絶した。英国から再度の出兵要請が来た時、加藤外相は「帝国軍隊の唯一の目的は国防にあるが故に、国防の本質を完備しない目的のために帝国軍隊を遠く外征させることは、その組織の根本主義と相容れない」と述べて強い拒絶の意を表明したのであつた（「加藤高明」下）。この他ベルギー、フランス、セルビアの諸国からも日本陸軍の欧州派兵を勧誘してきたが、我国はいづれも拒絶した。

右の出兵要請の際、英国は、日本の出兵費用は英国が心配すること、欧州出兵により日本は戦後の列国間商議で

有力な発言権を持つことになる筈であること等を申出たのであつたが、それにも拘らず我国は出兵を断つたのである。

我が陸軍に対する出兵要請と前後して、英国は我が艦隊の地中海派遣をも要請してきた（九月二日）が、我国は「日本海軍は外敵防衛の標準で組織されてをり、外征を企てる余力はない」旨を以て返答した。その後、英国は重ねて我国に対し、英国艦隊と協力してドイツ・トルコ艦隊を封鎖するため、ダーダネルに一艦隊を派遣してほしい旨を申入れてきた（十一月十五日）。その場合、船体の損失は補償し、燃料・軍需品は無料で一切の便宜を図るといふ条件付きではあつたが、我国は前記の理由の他に、日本艦隊の欧州派遣は日本の国防を危うくし、かつ日本艦隊主力の東洋留任は極東の平和に不可欠の保障であることを指摘して、艦隊派遣を拒絶した。

しかしながら、ドイツ艦船の活動が盛んとなるに及び、一九一七年一月、英国は我が艦艇の地中海派遣を求めてきたため、我国も百方詮議の末、これを応諾し、二月初旬、巡洋艦一、駆逐艦八から成る一水雷戦隊を地中海方面へ派遣した。

因にドイツは同じ二月、世界の非難を冒して無制限潜水艦作戦を宣言かつ決行、連合国側の船舶は多大の被害を蒙るに至つた。我国の欧州航路客船の多くも、大西洋、地中海、インド洋で撃沈されて行つたのである。斯かる戦況下、かつては艦隊の地中海派遣を拒絶した我国が、その立場を変へたのも蓋し止むを得ぬ次第であつた。但し我国は、（大隈）前内閣の艦隊派遣拒否の決定を（寺内）現内閣が翻すには有力な根拠が必要であるとして、山東省と南洋諸島に関する日本の要求に対する英国の保証を得たい旨を申入れたのに対し、英国は講和会議に際し、山東省のドイツ諸権利と赤道以北の独領諸島（南洋諸島）に対する日本の要求を支持することを「欣然応諾」する旨、正式回答してきたのであつた（二月十六日）。

我国が第一次大戦に参戦するに至つた事情を簡単に述べた。それは例へば「政府」は日本にとつてアジアで勢力をひろげる絶好の機会が到来したものと考え、日英同盟にもとづいて対独宣戦した」といつた高校教科書記述

（直木孝次郎他「日本史三訂版」平成元年実教出版）が示唆する程邪悪で利己的な意図から出たものではないことが分かるであらう。列国の要請、他国との友誼盟約、国軍の本義、戦況の展開、そして我が国益等さまざまな要素を深思検討の上、参戦や派兵は決定されて行つたのであり、決して不当な底意によるものであつたと云ふことはできない。

### 「二十一条要求」の背景

第一次大戦中、日華関係を紛糾させたのが所謂「二十一条要求」である。これは対華侵略の代名詞の如く悪名高いもので、前出「日本史三訂版」は次のやうに記述する。

「（日本は）一九一五年、袁政府に対して二十一条要求をつきつけた。これは主権を著しく侵害するとして中国側の猛反対を招き、アメリカも日本を牽制したが、日本は一部を削除したのみで最後通牒を發して強引に承諾させた」

他の日本史、世界史の教科書の記述も大同小異だ。しかし、二十一条問題とは、そんなに単純に日本を悪玉と裁断できるやうなものなのであらうか。グリスウォールド（前出）は、この問題の背景をかう説明する。

「日露戦争後、日本の富強は大いに増大したが、まだ目標には到達せず、朝鮮や満蒙の地位も完全とは云ひ難かつた。いかに条約を結んでもロシアは依然として北方の脅威であり、英米の態度も不安の種だつた。現にノックスの満洲中立化計画と錦愛鉄道計画は満洲に於ける日本の特殊地位を脅かした。中国本土の原料や資源はヨーロッパ諸国にとつては一個の投機の対象でしかなかつたが、日本にとつては生きるための鮮血だつた。西洋列強にとつて支那の政治経済的意義は、日本にとつてよりも遥かに少なかつた。これらの列強が戦争に没頭してゐる今こそ、日本が事態をきちんと整へる時だつた。三国干渉以来、西洋の干渉主義者達は、日本が正当かつ死活的に重要な政策を遂行するのを繰返し妨害してきた。日本は満蒙と山東省の地歩を確固たらしめ、第二の三国干渉に

抵抗せんとしたのだ。日本は近代産業国家として欠くべからざる支那の原料や経済的特権を確保せんとしたが、経済力でこれらを達成できぬ日本は政治的に達成せんとした。戦後、ヨーロッパの関心が解き放たれた暁、列国の相談で支那との約定がぶち壊されることのないやう、日本は今のうちに支那との約定を十分拘束力のあるものにしておきたかつたのだ。簡単に云へば、これが二十一カ条要求の理由であつた」

この記述こそ、「二十一カ条要求」を提出した我国の立場と史的背景を説いて余す所がない。

不当な要求であつたか

大正四年（一九一五年）一月、新生した中華民国に駐在する日置（益）公使が加藤外相の訓令で袁世凱大統領に提出した「二十一カ条要求」とは概略次の如くである。

第一号は、山東省に於ける旧ドイツ権益の処分について事前承諾を求めぬ四カ条。

第二号は、旅順・大連租借期限と南滿洲・安奉（安東・奉天間）兩鉄道の期限の九十九九年延長、南滿洲・東部内蒙古での日本人の土地所有権や居住往來營業権、また鉄道建設や顧問招聘に於ける日本の優先権を要求する七カ条。

第三号は、漢冶萍公司を適當な機会に日支合併とすることなどを求める二カ条。

第四号は、支那沿岸の港湾や島嶼を他国に割譲せぬことを求める一カ条。

第五号は、支那の主権を侵害するとされた七カ条の希望（要求ではない）事項で、日本人を政治・軍事顧問として傭購すること（第一条）、日本の病院・寺院・学校に土地所有権を認めること（第二条）、必要の地方で警察を日支合同とすること（第三条）、日本に一定数量の兵器の供給を求めぬか支那に日支合併の兵器廠を設立すること（第四条）、南支での鉄道敷設権を日本に与へること（第五条）、福建省の鉄道鉞山港灣に関する優先権を日本

に与へること（第六条）、支那での日本人の布教権を認めること（第七条）。

このやうに要求は十四カ条で、第五号七カ条は希望条項だつた。それ故「二十一カ条要求」といふ呼称自体——それは誇大宣伝のために中国が創作したものだ——が誤解を与へる一因をなしてゐたのである。

さて「二十一カ条要求」とは果たしてそれ程不当なものであつたのか。その二、三項目を取り上げて検討してみよう。

例へば第二号の満蒙条項。旅大租借地と滿鉄等の九十九九年延長は決して例外的ではなく、一八九八年に英国が清国から租借した香港はやはり九十九九年期限であり、今日に於てなほ租借継続中であることを考へてみればよい。また中国側は、日本人に治外法権がある以上、滿蒙での日本人の居住營業、土地所有は滿蒙の植民地化になると反対した。これには一理あつたが、中国はすでに外蒙に於て同様の特権をロシアに許与してゐたのであり、その反論には説得力が欠けてゐた。

第三号の漢冶萍公司に関する要求も新奇なものではなく、同公司と我国との長い關係に基づくものだつた。漢冶萍公司とは、明治二十五年（一八九二年）、湖広總督・張之洞が漢陽に鉄廠を設立し、大冶鉄山を採掘して製鉄事業を開始したのが淵源であつた。その後官僚資本家・盛宣懷が經營を担当するに至り、漢陽製鉄所、大冶鉄山、それに萍郷炭鉞の三者を合はせて漢冶萍公司を設立したのは明治二十九年（一八九六年）、日清戦争の翌年である。同年、我国は八幡製鉄を設立したが、鉄鉞に乏しい我国は明治三十二年、互ひに同量の鉄鉞石輸入と石炭輸出の契約を同公司と結んだ。義和團事件後、ドイツが我が權益の妨害を企てたため、明治三十七年、我国は公司と三百万円の借款契約を結び、その担保とされた大冶鉄山は以後六十年間は他国へ売却せぬことを取り決めた。日露戦争中の龐大な鉄鉞需要はこれによつて賄はれたのである。辛亥革命起るや、同公司は革命軍に没収せられたため、盛宣懷は二百万円で没収を免れようとす、右金額の調達を我国に交渉したので、我国はその条件として日支合併を提議し、ここに漢冶萍公司日支合併契約が結ばれた。このやうにして同公司は我国との關係を一層深めたが、中国

側には同公司国有化の動きがあり、我国にとつて死活的な重要性をもつ同公司は頗る不安定な状況に陥つたのである。これが第三号提出の背景だつたのであり、決して唐突に新たな権益を求めた訳ではない。

### 「主権侵害」とは云へぬ第五号

中国の主権を侵害するものとされた第五号にしても、相当の経緯と理由あつてのことだつた。例へば福建省に於ける優先権——これは第四号沿岸不割譲の要求と関連する——の歴史的背景はかうである。

列強が清を分割した一八九八年、我国は清との間に福建省不割譲（何れの国にも譲与しない）の約定を結んだが、一九〇〇年十二月、米國は同省沿岸・三沙澳の租借を企てた。我国は三沙澳租借は日清約定に違背し、また米國の提唱せる中国領土保全主義にも反するとして反対したため、米國はこの企図を放棄したのであつた。右一件は、米國が自己の主張に反して清國の主権を侵さんと企てたことを意味する。

ところで、高木八尺博士によれば（「米國東洋政策の史的考察」）、この事件が公表されたのは米國務省文書「米國の対外關係／一九一五年」の中に於てであり、それが出版されたのは一九二四年であるから、「二十一カ条」が國際的に論議されてゐた一九一五年には、三沙澳租借問題について世界は何ら知る所がなかつたわけである。それ故に、福建省に関する我が希望と要求は、その歴史的背景についての國際的無知の中で一方的な批判を受ける結果となつたのであり、「二十一カ条」批判が公正ならざりし一例をここに見るのである。

もう一例を挙げておく。「二十一カ条」交渉中の一九一五年三月中旬、中國革命の指導者孫文は外務省政務局長・小池張造に書簡を送り、その中で「日中盟約案」として（一）日中共同作戦を便ならしめるため、兵器は全て日本と同式にする、（二）中國の軍と政府は外國人を聘用する時は日本人を優先させる、（三）鉱山・鐵道・沿岸航路經營のため外國資本を要したり合併を行なふ場合はまづ日本と協議する——等を提案した（白井勝美「日本と中國

／大正時代」。右「盟約案」は第二号、第三号及び中國の主権を侵すものと非難された第五号の第四、五、六条の趣旨とほぼ完全に符合する驚くべき提案であつた。この孫文提案は、我國の要求と希望が因らずも孫文のそれと一致してゐたことを立証するものであり、あれほど中國その他の批判を浴びた「二十一カ条要求」が、実は中國側の希望に他ならなかつたといふこの事實は、「二十一カ条」をめぐる対日批判の大部分を無意味ならしめるものと云つてよい。

### 「支那の言辞無礼なり」（朝日新聞）

「二十一カ条」をめぐる日華交渉は期間四カ月、正式交渉だけでも二十五回といふ息の長いものとなり、その間我国は中國側の希望に応じて一部を撤回し、大部分は修正したがなほまとまらず、遂に第五号は「他日の交渉に譲る」こととして削除した上で、残余十六カ条を最後通牒を以て中國に受諾させ結着した。最後通牒を發出したことが力で押しつけた印象を与へてゐるが、最後通牒の發出が、実は袁世凱自身の要請によるものであつた事實は、今日ほぼ確定してゐる。

また最後通牒發出を促した背景に、新聞などの強硬な国内世論のあつたことを記しておくのは、言論人の責任を考へる上で無意味ではなからう。各紙の社説は「決答期を限れ」（五月一日付東京朝日）、「支那の責任」（五月四日付同紙）、「最後通牒の外なし」（同日付東京日経）、「最後通牒は當然の順序なるべし」（五月五日付時事新報）等の強硬論を展開し、五月五日付東京朝日新聞に至つては「支那政府最終回答は言辞極めて無礼なり」とまで中國側を論難し、「帝國の要求は東亞百年の大計のため已むを得ざるもの」と主張した。当時の代表的進歩派知識人の吉野作造ですら「事ここに至れば最後通牒を發するの外にとるべき手段はない」と断じたのであり、これらがその頃の指導的言論だつたことはしつかり記憶しておくべきだらう。

## 歪曲された「二十一カ条」

中国が形式上「最後通牒を受諾」して交渉は終結、撤回した第五号を除き、我が要求は相当に修正されたものの、大体十六カ条分が日華条約として調印成立した（五月二十五日）。この大正四年日華条約をめぐるその後の波紋の二、三に触れておかう。

五月十一日、ブライアン米國務長官は日華双方に「中国の政治的領土的保全及び門戸開放主義に反するいかなる協定も承認せず」と通告してきたが、これがその後「不承認主義」として有名になった門戸開放主義に立つ米極東政策の先駆けである。右ブライアンの不承認主義はやがて満洲事変でスチムソン國務長官の不承認主義として継承され、一層広く知れ渡り、後年、支那事変から日米交渉に於てはハル國務長官の硬直した原則尊重主義となつて日米關係を大きく阻害し、遂に戦争を惹起すことになる。このやうな見地に立つ時、「二十一カ条」問題に関して声明されたブライアン不承認主義は、大東亜戦争への過程に於ける重要な一石と評して間違ひなからう。

次に中国側が「二十一カ条」の内容を甚しく歪曲誇張して内外に喧伝したことが、不必要な誤解を招いた点を指摘しておかう。「二十一カ条」否認は以後中国の排日運動の中心題目となつたが、参考までに当時最有力の排日団体であつた湖北省商界外交後援会の作成した「二十一カ条」非難の説明書を見ると、「南満洲の警察と行政権を日本に譲渡す」「中国陸海軍は必ず日本人を教官とすべし」「中国の学校では必ず日本語を教授すべし」「中国に内乱ある時は日本に武力援助を求め、日本また中国の秩序維持に當るべし」「中国の石油特権を譲与す」「中国全部を開放し、日本人に自由に営業させること」などあり、我が要求とは全く無關係な「要求」を捏造して列挙してゐることが分かる。斯かる虚偽歪曲の宣伝が問題を殊更に悪化させた。

更に在華米国公使がポール・ラインシュであつたことも不幸を重ねた。彼は「國務省の公式代表者と支那政府の

非公式顧問といふ一人二役」を演じたと云はれるほど親中反日派で、米国の史家チャールズ・タンシルによれば、「ラインシュの一連の日本非難の電報こそが米国人の心に日本は邪悪なりとの固定観念をつくり上げ、遂には日米戦争の確率を高めた。またこの日米戦争の公算はブライアンの不承認主義通牒で更に高まり、やがて満洲事変の際、スチムソン國務長官はこの不承認主義を一箇の手榴弾に作りかへ、それによつて日米の平和的關係一切を破壊することになつた」のである。

## 「二十一カ条」その後

さて大正四年日華条約として落着いた所謂「二十一カ条要求」はその後いかなる運命を辿つたか。中国は日華条約が日本に「強迫されて」結ばれたもので、中国の自由意思によるものでない故無効であると強弁して、その実施を妨害し、中国国会また、大正十二年（一九一三年）には右条約の無効を決議した。

だが、多少とも圧力をかけたことを口実として条約を無効にし得るものなら、世界に現存する条約の大部分は即刻無効となるだらう。例へば日清戦争後の遼東還付条約は正しく三国干渉によるものである。中国の論理を用ゐれば、「強迫」された遼東還付条約は無効であり、我国は下関条約通り、遼東半島を「永遠」に領有する権利があり、「二十一カ条」の満蒙条項のやうな「一九九九年」の租借期限など全く要らないことになるが、中国はこれに承服するだらうか。また、力でドイツに押しつけられたヴェルサイユ条約も、原爆投下を背景に我国に強要されたポツダム宣言も無効になる筈だ。中国の論理の独善性は明白である。第一、我国は中国の自由意思を束縛したこともなく、四カ月にも及ぶ外交交渉の結果成立した条約ではないか。

驚くべきことは、中国が条約調印直後の一九一五年六月に「徵弁国賊条令」なるものを公布したことだ。これは日本人に土地を貸した者は国賊として公開裁判なしに死刑にするといふ峻厳を極めた法令で、勿論日本人の土地取

得妨害が目的である。同時に中国は南満洲の官吏に「商租地畝須知」なる秘密の手引書を頒布して、日本人に対する土地商租の妨害を命じた。このため、日華条約で確定した筈の南満洲に於ける日本人の土地商租権は、条約調印と同時に事実上、空文と化したのである。国際条約調印と同時に、政府が法令を以てその実施を妨害するとは世界に類を見ぬ背信行為と云ふ他ない。この結果、滿蒙で日本が獲得した条約上の諸権利は悉く中国側に侵犯され、満洲に於ける日華關係を極度に緊迫悪化させ、滿洲事變の重大原因となつた。

二十一カ条のうち、最終的に中国側に要求したのは約十六カ条分であつたことは既に述べた。これらが日華条約となつたのであるが、一九二二年のワシントン会議で、我国は中国に山東省を返還し、滿蒙に於ける鉄道と顧問傭聘に関する優先権を放棄した。更に「他日の交渉に譲る」ことになつてゐた第五号希望条項も全面的に撤回した。これにより、ワシントン会議の終了した一九二二年には、当初の二十一カ条の大半は消滅し、条約として残存してゐたのは僅か十カ条に過ぎなかつたのであるが、それらでさへが激烈な排日の中で事実上空文化して行つた所に問題の重大性があつた。

## 第二節 石井・ランシング協定とは

### 石井特使派米の背景

第一次大戦中、日米間に結ばれたこの協定は、日本外交の勝利を意味するものの如く見えながら、その根底に、欧州大戦当時、米国が日本に対して抱いてゐた不信感が色濃くにじんである上に、米国の不誠実な対日態度をはし

なくも露呈したものと記憶されるべき値打ちがある。

欧州大戦勃発直後の一九一四年九月五日、英仏露は対独戦での単独不講和と講和条件の相互協定を約したロンドン宣言に調印した。当時駐仏大使であつた石井菊次郎は、将来の講和会議に於て「有力なる発言権を確保する」ために、該宣言に加入することを本国政府に進言したが、加藤外相は、すでに日英同盟が双方合意の上での講和を約しているとの理由などから、賛成しなかつた。然るに翌一九一五年十月、石井が外相となるや、この加入問題は進捗し、同年十月十九日、日本はロンドン宣言に加入した。

該宣言は単独不講和と講和条件予備協議の二項より成るが、日本が重視したの後者であつた。大正六年（一九一七年）二月、英国が我が軍艦の地中海派遣を要請してきたのを機会に、我国は英国との間に協定を遂げ、これによつて、英国は講和会議で、山東省に於けるドイツの諸権利及び赤道以北の独領太平洋諸島に対する日本の要求を支持することを約したことは既述した。露、仏、伊との間にも二月から三月にかけて同様の協定が結ばれ、かくて我国はやがて来るべき講和会議に於ける英露仏伊諸列強の支持を予め取付けることに成功したのである。後日、パリ講和会議に於て日本は五大強国の一員となつたのであるが、それを可能ならしめた理由の一つは、石井によればロンドン宣言に加入してゐたことであつた。「日本の如き後進国は機会のある毎に予め自己の発言権を確保して自国の地歩を進むるの必要が特にある」といふのが石井の考へであつた。

日本とロシアとの關係は、大戦中に格段緊密となつた。そして大正五年（一九一六年）七月第四回日露協約が調印され、これによつて日露は極東に於ける特殊利益を相互に承認し、その「緊切なる利益」を侵す第三国に対して、一方が戦ふ場合には他方は軍事援助することを約した（ただこの日露協約締結の七カ月後にロシア革命が起つたため、この協約は消滅した）。

一九一七年四月、米国も遂に大戦に参加したので、日本は英仏の例に倣つて、連合国の一員としてこれを祝福し、かつ謝意を表するために石井菊次郎を特派大使として米国に派遣することになつた。前述の如く他の列強との